

就学援助制度のご案内



経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

援助対象

次のいずれかに該当する方
 ◇市民税が非課税または減免されている方
 ◇児童扶養手当が支給されている方
 ◇生活福祉資金の貸付を受けている方

◇国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている方
 ◇そのほか経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認めた方

※所得基準目安

3人世帯 約280万円
 4人世帯 約330万円
 5人世帯 約360万円

申請受付

申請書に必要事項を記入のうえ、在籍する各小中学校または学校教育課へ提出してください。

問い合わせ

学校教育課 ☎84-0688

国民年金学生納付特例のお知らせ



20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。ただし、所得が基準額以下の学生の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

対象 大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（一年以上の課程に限る）などに在学する20歳以上の学生であって、所得が一定基準以下の方

※夜間・定時制課程、通信制課程の対象校もあります。
特例期間 4月～令和6年3月
申請 4月3日(月)以降に学生証をお持ちのうえ、国保年金課で申請してください。

※毎年度申請が必要です。
 ※20歳になる方は誕生日前日以降申請できます。
 ※令和4年度に学生納付特例を受け、令和5年度も在学予定で申請された方は、4月初めに日本年金機構から学生納付特例申請書（ハガキ）が送付されます。引き続き申請を希望する方は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

問い合わせ

国保年金課 ☎84-0653

券名	障がい者(児)タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※「高齢者タクシー料金助成利用券」との併用はできません。	世帯全員が市民税非課税で以下の①②のいずれかの要件に該当する方 ①要介護認定を受けた方で一定の基準に該当している方 ②65歳以上で上記①に準ずる状態の方 ※「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」との併用はできません。 ※施設等に入所している方は対象外です。 ※②の要件については現地調査にて身体状況等を確認します。
	・本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税(軽自動車税含む)の減免の適用を受けている方やこれから受けられる方は対象になりません。ただし、医療的ケアを要する方は、医師の意見書等により対象となる場合があります。 ・障がい者等の「バス特別乗車証」の交付を受けている方は対象になりません。 ・市民税等の滞納がある方は対象になりません。ただし、適切な納付誓約書の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は対象となります。	
助成内容	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。	身体障がい者手帳1級・2級の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。
申請方法	各種障がい者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0643	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0648

「バス特別乗車証」からの切り替えについて

バス特別乗車証からタクシー料金助成利用券への切り替えを希望される方は、3月31日(金)までに地域福祉課で申請してください。なお、年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、3月16日(木)から交付申請の受付を始めます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。

「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について

